

田辺市告示第297号

公 告

次の業務について、公募型プロポーザル方式を実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和7年7月10日

田辺市長 真 砂 充 敏

1 業務の概要

- (1) 業務名 田辺市公式LINEアカウント情報配信システム構築・運用保守委託業務
- (2) 業務内容 別紙「田辺市公式LINEアカウント情報配信システム構築・運用保守委託業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

2 参加資格要件

本業務に係る公募型プロポーザル方式に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による一般競争入札の参加者の資格制限に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザル方式に参加しようとする者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (5) 令和7年度田辺市物品等に係る入札参加資格者登録名簿の営業種目が「コンピュータシステム開発・保守・点検等」で登録されている事業者であること。本名簿に登録がない者は、令和7年8月実施の令和7・8・9年度物品入札参加者等追加登録申請手続を行うこと。
- (6) 本システムを提供する事業者がLINE Technology Partner に認定されていること。
- (7) 地方公共団体で本構築等業務と同等以上の規模のシステム構築業務の導入実績があること。

3 実施要領等の交付期間及び方法

本業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

（１）交付期間 令和 7 年 7 月 10 日（木）から令和 7 年 8 月 8 日（金）16 時まで

（２）交付方法 田辺市公式ホームページ上で公開

ホームページ：https://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/tanebe_line_r7proposal.html

4 その他

スケジュール、参加手続、評価基準、候補者の選定方法その他プロポーザル方式に関する事項等については、実施要領等を参照すること。

5 担当部署

〒646-8545 田辺市東山一丁目 5 番 1 号

田辺市企画部企画広報課広聴広報係

電 話 0739-26-9963

F A X 0739-22-5310

e-mail kikaku@city.tanabe.lg.jp